美術教育の理論と実践

第2巻

『美術教育の理論と実践』編集委員会



学術研究出版

美術教育の 理論と実践

第2巻

『美術教育の理論と実践』編集委員会

桜の咲く中で

日本の合計特殊出生率は、1975年に 2.00を下回って以来、低下を続けている。合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性が産む子どもの数の平均であり、一人の女性が、一生の間に産む子どもの数に相当する。1989年には、出産が極端に少なかった 1966年の丙午の 1.58人を下回り、戦後最低の 1.57人となって「1.57ショック」と呼ばれた。この頃から「少子化」が社会問題として認識されるようになり、2020年には 1.34人まで落ち込んでいる。

現在の人口を維持するには、統計学上 2.07 人 (人口置換水準) が必要とされているので、人口は、今後も減少の一途をたどることになる。ちなみに、現在の合計特殊出生率では、ひ孫の世代に現在の人口の 4 分の 1 となり、今から 1,300 年後、つまり西暦 3,300 年頃に日本人は一人もいなくなる計算になるらしい。もしこのままかあるいはこれ以下の合計特殊出生率が続けば、市町村も学校も西暦 3,300年よりずっと前に消滅するであろう。

それに対して、1947年の合計特殊出生率は4.54人で、6人兄妹や7人兄妹も珍しくはなかった。当然、一番上の子どもと末っ子との年齢差はかなりのものであった。こうした状況が「思いやり」という名の想像力を育てた。また、こうした年齢の離れた子どもたちが遊ぶ空き地がそこかしこに存在した。学校が社会性を子どもに用意しなくとも地域や家庭が子どもの社会性を育んでいたのである。

しかし現在は、家庭の中に祖父母や年齢の離れた兄妹もなく、「ドラえもん」に出てくるような社会性を育む空き地もなくなった。子どもたちの遊び相手の主役は、ゲームや YouTube となりつつある。大人たちも子どもを育てる代わりにペットを飼うことで満足している。既に家庭で飼われている犬と猫の総数は、14歳以下の年少人口を大きく上回っている。

こうして今後は、一人っ子中心の核家族社会が日本の主流となっていくのだが、 合計特殊出生率が下がることによって、社会に深刻な影響を与えると考えられて いる。産業構造や消費市場、社会保障におよぼす影響は、はかり知れないであろう。 しかし最も大きな影響は、子ども自身への影響である。子どもが少なくなると、子ども同士で交流する機会が減少し、「主体性」や「社会性」が育ちにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長・発達への影響が出ると言われている。遊び相手がいなくなるので、肥満の子どもが増えるという指摘もある。

ところで、この心配されている「主体性」と「社会性」であるが、小学校図画工作科や中学校美術科にとって関係が深いものである。表現の領域は、自ら材料や表現方法を選び、判断し、試し、表現することによって「主体性」や「自主性」を育てる領域である。自分の思いを素直に表現する造形活動は、主体性無くしては存在しない。また、自分の表現を振り返り、他者の表現を理解しようとする鑑賞の領域は、モノや人とのさまざまな関係を積み上げることによって「社会性」や「共感性」を育てる領域であり、昨今重要視されている「コミュニケーション能力」とも関係が深い。昔のように鑑賞の内容を有名な芸術家の作品鑑賞だけに限定すると、こうした資質・能力を育成することはできないが、表現する過程で友だちと意見を交換する現在の鑑賞活動には、これらの機能が含まれている。

図画工作科・美術科は、優れた作品をつくることが目的ではない。これらの資質・能力を子どもたちの内側に育成することが目的である。そしてこうした理由によって、図画工作科・美術科は、これからの少子化の時代にも無くてはならぬ教科である。

「義務教育課程における図画工作科や美術科の存在理由は、何ですか」

教育課程の改訂の時期になると、研究会などでしばしばこの質問を受ける。悩ましい問題である。もちろん簡単には答えられない。

「○○という資質・能力を育てることです。」

と簡潔に答えたいところだが、それをすると

「それは、○○の教科でも育てられる。」とか

「□□のような授業の場合には○○は関係していない。」

と必ず反論が用意されていたりする。

しかし、こういうことを公衆の面前で問いただそうとする人には、好感が持てる。この教科が、義務教育課程に存在する理由を考えることは、教科教育に携わる者にとっての大前提である。そして現在求められているのは、「私はこう考え

る」という意見ではなく、なぜそう考えるのかという根拠 (エビデンス) を伴った知見である。学力調査とは、この根拠を得るための手段の一つである。しかし、たった一人の教師のたった一つの学校の実践が、何万人もの学力調査の結果と同等、いやそれ以上の根拠となることもあり得る。この根拠を伴ったレゾン・デートル (存在意義) を示して行くのが、美術教育に携わる者の使命であろう。

コロナ禍やウクライナ侵攻、かつての震災などで「生きるか死ぬか」という状況を眼の当たりにすると、文化芸術活動は粛清され、敬遠されがちである。ドイツのように首相が「芸術は民主主義を守るために不可欠」と議会で演説し、コロナ禍でも文化芸術活動を支援している国もあるが、日本では展覧会や演奏会などが次々とキャンセルされている。

一方、こんな状況になってもいつもと同じように桜は咲き、大地を彩っている。 そして、そうした桜の力に人間は生きる活力をもらっている。日本人のアイデン ティティにとっての桜の存在意義でもある。人々にとっての文化芸術活動もこの 桜と同じなのではないだろうか。無くてもいいものではなく、おそらく生きる活 力を与えられる無くてはならないものなのである。

さて本書は、日本教育大学協会全国美術部門の関東地区会会員として、教員養成に携わる国立大学法人(東京学芸大学、横浜国立大学、千葉大学、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、山梨大学、埼玉大学、筑波大学)の中で、美術教育の存在意義を考え、少しでも良い教員を育成しようとしている担当教員たちの研究成果を収録したものである。

短期間での原稿募集という事情があったにもかかわらず、真摯な研究活動の成果をご投稿いただいた方々と丁寧に編集作業をしていただいた委員の方々、学術研究出版の方々をはじめとしてお力添えいただいたすべての皆様に心より感謝を申し上げる次第である。

2022年3月

日本教育大学協会全国美術部門関東地区会 『美術教育の理論と実践』編集委員会 代表 栗田 真司

「美術教育の理論と実践」 第2巻

目次

3	桜の吹く中で
9	伝統的建造物群保存地区を活用した 学びの場づくりの試み 一金ケ崎芸術大学校「小学生ウィーク」の事例から一 市川寛也
23	造形・美術教育における「感性」の意味 内田裕子
45	課題発見解決型地域プロジェクトによる デザイン教育へのアプローチ ^{梶原良成}
65	図画工作科の評価と共感的理解 _{栗田真司}
87	中之条ビエンナーレにおける群大美術の取り組み 一「中之条芸術大学」はじまりに際して一 郡司明子、市川寛也、喜多村徹雄、林 耕史、齋江貴志
111	生涯にわたる美術の体験とその学び 一大学と美術館との協働授業― 小池研二

129 美術教師としての意識の萌芽 一教科教育授業における画家としての教科専門教員

およびその絵画作品との関わり一 小口あや、片口直樹

145 ICTが図画工作・美術科教育にもたらすもの

高須賀昌志

165 「手でみるプロジェクト」ワークショップ 一造形活動事例からリユース素材・粘土素材の有効性に着目して一

武末裕子、古屋祥子

181 物語る映像に関する学習のための授業実践 一時間芸術の認識とショットの効果の学習について一 博多哲也

197 地域の工芸がもつ教育的価値 ー「甲府アート・リサーチ」を出発点に一

平野千枝子

211 インスタレーションにみる美術概念の変容と拡張 ―美術と社会の理論探究―

本田悟郎

223 未就学児を対象とした ヴァルドルフ教育のにじみ絵の実践

吉田奈穂子

伝統的建造物群保存地区を活用した 学びの場づくりの試み

一金ケ崎芸術大学校「小学生ウィーク」の事例から一

キーワード:文化財/伝統的建造物群/地域学習/アートプロジェクト

市川寛也 ICHIKAWA Hiroya

1 はじめに

1-1 研究の目的と背景

今日、文化財の活用が様々な場面で謳われている。2018年には「あらゆる地域で、子どもから大人まですべての人びとが、日本の文化財に親しみ、身近に感じることができる」ようになることを目指して、独立行政法人国立文化財機構に文化財活用センターも組織された。

ここで地域社会における文化財の活用のされ方に着目すると、主要な方法として地域の外側から人を呼び込む観光資源としての発信が想定される。一方で、地域の内側に向けた教育資源としての利活用も、重要な方策として位置づけられる。本稿では、文化財を活用した学びの場のあり方について、具体的な実践を通して考察する。

1-2 研究の対象と方法

本研究では、地域そのものが文化財として指定される「伝統的建造物群」を考察の対象とする。主たるフィールドとして取り上げるのは、岩手県胆沢郡金ケ崎町である。同町には、近世に仙台藩の要害が築かれ、現在も往時の町割りが残されていることから、2001年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。筆者は、2018年よりこのエリアにある保存物件を「金ケ崎芸術大学校」として活用するプロジェクトに取り組んできた。今回は、2021年の8月に実施した「小学生

ウィーク」の実践を通して、文化財の創造的活用について考察する。

研究手法としては、文化資源学の観点を射程に入れたものとなる。文化資源学とは「人間の文化的・社会的営為を研究対象とする人文社会研究の共通基盤をなす多種多様な資料(文献資料、歴史資料、美術資料、考古学資料、文化調査資料、文化統計資料等)を文化資料体として整理綜合し、次世代文化形成の資源として利活用できるようにするために、各種資料を中心に個別専門分野に継承されてきた専門知識を統合する新たな総合的研究分野」とされる¹⁾。

山下晋司は、「ある社会的な構図のなかで、いかにして文化が資源になるか、そのプロセスはどのようなものかが問われなければならない」として「資源化」という社会現象に着目している²⁾。文化資料としての文化財の資源化のプロセスにおいては、対象となる文化財が潜在的に有する価値や情報を開いていくことが求められる。

1-3 本稿における「文化財」の定義

現行の文化財保護法において、文化財は「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」から構成される。本稿では、それらを「有形」「無形」「複合」³⁾という3つの類型に分類することとした。すなわち、直接的に触れることができる有形の文化財、物体としての形を持たない無形の文化財、そして両者の特徴をあわせもった複合的な文化財である。

例えば、「伝統的建造物群」は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」とされる。では、ここでの「伝統」は何を指しているのであろうか。山泰幸は「伝統的建造物を通じて示される過去は、学術的に付与された『客観的な歴史』である」と指摘する⁴⁾。ただし、伝統的建造物群保存地区の多くは、今もなお人々が暮らす地域社会でもあり、その意味において客体化された歴史のみを抽出することは難しい。むしろ、建造物という有形文化財を通して地域の伝統的生活が表象されることが暗に期待されている。ここには〈「もの」化された伝統〉の理論を重ねることもでき、これを以て複合的文化財としての性格が認められる。

同様に、「文化的景観」も当該地域の人々の生活を前提とするものであることか

ら、複合的な側面が強い。こうした複合的文化財の活用については、それぞれの 地域の実情に応じて様々な手法が想定されるため、一つひとつが特殊な事例とな る。本稿も、そのような活用事例の一つとして読まれることを念頭に置いている。

2 文化財の保存と活用をめぐる議論

2-1 文化財と博物館

文化財保護法では、文化財の管理、保護、公開等の方法について規定されている。例えば、「重要文化財」に対しては、「管理責任者の選任(第31条)」や「管理団体の指定(第32条の2)」が定められる。ここでの「管理団体」とは、「当該重要文化財のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む」ものであり、ここには博物館も含まれる。

なお、博物館法第3条第8項には、博物館が行うべき事業として「当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること」とされており、両者が相互補完の関係にあることが分かる。社会教育法に紐づけられる博物館法ではあるが、少なくとも有形文化財については文化財保護法に基づく管理が期待される。

一方で、無形の文化財や複合的な文化財のように、独立したもの(動産)として扱うことができない場合、「管理団体」のあり方も異なる。1975年の文化財保護法の改正では、「民俗文化財」という項目が導入され、各地に点在する地域文化を従来の文化財とは別の枠組みで評価することが可能になった。とは言え、それらは必ずしも静的な保護の対象には適していないため、活用へ向けたパラダイムの転換も起こりやすい⁵¹。 澁谷美紀は、民俗芸能をめぐる戦後の文化財行政を概観し、「文化財として『保存』しようとする施策から、地域活性化のための地域資源として『活用』する施策へと転換が図られてきた」ことを指摘する⁶¹。

2-2 1970年代における文化財概念の拡張

従来の文化財は、基本的に過去の産物に対して客観的な価値を認めることで成

立してきた。その意味において「閉ざされた文化財」と言えよう。一方で、民俗文化財 (特に無形民俗文化財) の場合、現在も暮らしの中で受け継がれている「開かれた文化財」である。それゆえに、それを支える共同体等の変質によって継承が困難になることもあり得る。星野紘は、民俗文化財の評価について「多種多様な同レベルの伝承が各位に散在するものへの選別基準のことであり、その価値評価(優劣の別) は、歴史性や芸術性評価のそれの場合と同じようには行えない」ことを特徴として挙げている⁷⁾。

1975年の文化財保護法改正では、「伝統的建造物群」という項目も追加された。これも、人々の生活と直結した「開かれた文化財」としての性格を有する。この背景には、1960年代から70年代にかけて全国各地で展開された歴史的環境の保存運動がある。例えば、長野県の妻籠宿では、住民・行政・研究者による町並み保存が展開された。1971年には「妻籠宿を守る住民憲章」が宣言され、「町並みや景観の保存を全てに優先させるため、観光に関するあらゆるものについて規制」された⁸⁾。その後、1973年に「妻籠宿保存条例」が制定され、町並みを文化財として認知する方向性が示された。新しい文化財概念としての「伝統的建造物群」は、ある側面において住民発意の運動に裏付けられてきた。

1970年代には、文化庁によって「風土記の丘」の設置構想も進められた。これは、「各地方における伝統ある歴史的風土特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡等が多く存在する広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料、考古資料、民俗資料を収蔵、展示するための資料館の設置を行い、もって、これらの遺跡及び資料等の一体的な保存及び普及活動を図ることを目的とする」事業である。青木豊は、これを通じて「史跡は単なる保存に訣別し、活用を目的とする史跡整備を常套的とする文化財行政とそれを希求する社会へと移行した」と指摘する⁹⁾。

ここには、現在にもつながる文化財の保存と活用をめぐる論点が見出される。 文化財の活用は、その価値を変質する可能性を潜在的に有するわけだが、それと 同時に創造的な地域文化の生成に果たす役割も担い得る。これは、次の世代へと 文化(財)を継承するための資源化と表裏一体の関係にある。とりわけ複合的な文 化財については、地域社会の変化に対応した動的な活用方法の構築が求められる。

2-3 2000年代以降の文化(財)行政の方向性

2004年の文化財保護法の改正では、新たに「文化的景観」という項目が追加された ¹⁰⁾。森野美徳は、日本における景観整備について、「歴史的環境の保存運動」が展開された 1960年代から 70年代、「地域文化見直し、創造の動き」によって地域固有の資源を活かした景観整備が展開された 80年代前後、「国がまちなみ・景観の形成に積極的に乗り出した」80年代後半から 90年代にかけての 3 つの時期から分析している ¹¹⁾。ちなみに、文化庁が 2000年から 2003年にかけて実施した調査において、文化的景観は「農村漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独特の土地利用の形態又は固有の風土を表す景観で価値が高いもの」と定義される ¹²⁾。

こうした調査の延長線上に「景観法」(2004年)も位置づけられる。同法では、良好な景観を「国民共通の資産」として、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図」ることが目的とされる。そもそも、「文化的景観」は住民の日常的な生活が育んできた生きた風景であり、伝統的建造物群と同様に「開かれた文化財」としての特徴を有する。そこでは、「もの」としての文化財概念が拡張されているとも言えよう。こうした状況は文化財行政の方向性が保護から活用へと転換する流れにも通じる。

2001年に制定された「文化芸術振興基本法」の前文には、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠」と記されていた。同法で「文化芸術活動」の対象となるリストの一つに「文化財等」も数えられるわけだが、これは文化財保護法の拡大解釈の範疇を超えて、それらを活動の文脈から捉えることに重きが置かれる。文化財保護法が文化芸術活動の客観的所産としての「財」に注目しているのに対して、ここでは「もの」から「こと」への転回が見られる。これは、地域社会における文化の資源化を考察する上でも重視すべき観点である。

2-4 文化財から文化資源へ――地域資源へのアプローチ

では、文化の資源化はいかなる構造のもとになされるのだろうか。岩本通弥は、

文化資源という概念について、「従来の文化財保護法などで使用されてきた『活用』と、似てはいても、異なる意味作用を発揮する」として、「既存のものを利用するに留まらず、死蔵されているものの意味づけを変更して利用する、さらには新たなる意味づけを発掘するといった語感を伴っている」と指摘する ¹³⁾。文化財の活用が既存の価値の枠組みをその限界とするのに対して、資源化には対象となる文化の意味づけを変更する可能性も含まれる。

端信行は、文化資源を「施設=環境系」「活動系」「財系」に分類している ¹⁴。 それぞれの頭に文化を付ければ、それぞれ「文化施設」「文化活動」「文化財」となるが、ここには文化芸術活動の所産として文化財が生み出される一連の過程を内包した文化資源観が示される。 もちろん、これらは相互に関わりながら形成されていくものではあるが、多岐にわたる資源を整理する上で有効な観点である。

また、前野まさるは、地域資源を「経済性」と「精神性」という観点から分析している。前者については、さらに地場産業等の「産出性」によるものと観光事業等の「誘因性」によるものとに分けられ、この中で町並みや都市景観は継続的かつ誘因性のある地域資源として位置づけられる。一方で、精神性に基づく地域資源は「住民自身が築く文化」としてまとめられる。ここでは、継続的かつ精神的な地域資源としてコミュニティや町会など地域単位の市民活動も挙げられる。これらは、前述した「活動系」の資源の実例と見なすこともできよう 150。

発掘、活用、創造といったプロセスを経て認知された文化資源は、しばしば地域価値の創出にも利用される。行政や外部機関に触発されて資源化が推進されることもあるが、これは「利用を本来の所有者から拡張しつつ再編する」行為であり、そうした過程を経て生成された地域資源は住民の生活から乖離している場合も少なくない¹⁶⁾。「世界遺産」に象徴されるように、文化財の指定も外因的な資源化(特に観光地化)の契機となり得るわけだが、その後の活用については各地域に委ねられる。次章では、重要伝統的建造物群保存地区における活用事例について、岩手県胆沢郡金ケ崎町における実践を通して考察する。

3 金ケ崎芸術大学校「小学生ウィーク」の事例から

3-1 「金ケ崎芸術大学校」について

金ケ崎町には、かつて仙台藩の要害が築かれていた。現在も当時の町割りが残されていることから、2001年に国の重要伝統的建造物群保存地区(以下、伝建群)に選定された。既に述べてきたように、伝建群は人々の生活空間そのものを文化財として指定する仕組みであるため、金ケ崎においても選定にあたっては反対する住民も少なくなかったという。このような経緯もあり、積極的に「観光地」として売り出すのではなく、生活の場としての質を高めていくことが重視されてきた。ただし、外部に対して閉ざされているわけでもなく、保存地区内には展示機能を持つ「金ケ崎要害歴史館」や案内機能を持つ「白糸まちなみ交流館」が所在する。また、複数の保存物件が公開されているほか、飲食店として活用されている事例も見られる。

そのような中、2018年に数十年にわたって無住状態にあった保存物件を活用するプロジェクトが始まった。筆者は、10年程前から当地で調査を行っていた縁もあり、当初より企画立案に携わってきた。事業の構想にあたっては、金ケ崎町が1979年に「生涯教育の町」を宣言していることも踏まえ、学びの場として開いていくことを目指した。また、生活空間と生産空間が共存する「半士半農」の環境を活かし、もう一つのキーワードとして「農民芸術」を据えた。

上記のコンセプトのもと、同住宅を「金ケ崎芸術大学校」と名付け、生活そのものを芸術として実践することを試みてきた。具体的な事業として、各自の得意なことや興味のあることを持ち寄り、それぞれの時間を過ごす「開校日」という枠組みを設定した。これまでに、敷地内の畑で藍を栽培しながら染色に取り組む「藍の時間」、金継ぎや漆器づくりに取り組む「漆の時間」などを開催してきた。また、秋には「城内農民芸術祭」と称するアートプロジェクトも企画している。

従来、保存物件の公開にあたっては「見る」ことが主だったわけだが、金ケ崎芸術大学校では「使う」ことに重心を置いている。時には、プロジェクトの実施にあわせて大学生等が同住宅に宿泊しながら活動することもある。このことが、結果的に保存物件の動態保存としても機能してきた。2020年度には、金ケ崎町空き

家利活用事業補助金を受けて、床が抜けて十分に活用できていなかった納戸を「図工準備室」として改装した。このように、一種の文化施設としての環境を整備することで、活動の幅を拡張することを目指した(図1)。

2021年8月には、このような環境も 生かし、新たに「小学生ウィーク」を企 画した。これは、夏休みの宿題を念頭に



図1 「図工準備室」の様子

置いた「開校日」を集中的に実施することで、学びの場としての可能性を探究する取り組みである。新型コロナウイルスの感染拡大により、当初の計画から大幅に変更することを余儀なくされたが、以下に実践の概要を記す。

3-2 「小学生ウィーク」のプログラム

(1) 読書の時間

夏休みの宿題としてしばしば課される読書感想文だが、1冊の本を読んだ上で、原稿用紙数枚分の感想をしたためるのはハードルが高く、苦手意識を覚える児童生徒も少なくない。そのような課題に向き合う「開校日」である。今回は、課題図書として『みちのく妖怪ツアー 古民家ステイ編』(新日本出版社、2019年)を用いた。

この本は、「岩手の家」など東北六県の名前が付けられた古民家に子どもたちが宿泊体験に訪れることから物語が始まる。実際の古民家で読むことにより、本の世界観を体感しながらの学びとなることを目指した。また、著者の一人である野泉マヤを講師に迎えた。同氏は宮城在住の児童文学作家であり、「金ケ崎芸術大学校」でも「怪談の学校」の講師などを務めてきた。

当日は4年生と5年生が各1名参加した(うち1名はオンライン)。筆者が作成したワークシートを用いつつ、本の内容を共有することから始める。作品の舞台や登場人物についてふりかえりながら、対話型鑑賞よろしく「この本の中ではどんなことが起こっていましたか?」といった問いかけも設定した。その上で、本

を読んで思ったことや感じたことについて、感情を円グラフであらわしながら感想を具体化していく。また、この本には人間のみならず様々な妖怪たちも登場するため、それぞれのおすすめのキャラクターを紹介しながら印象に残ったエピソードを抽出した。



図2 「読書の時間」の様子

感想の共有が一区切りついたら、原稿

用紙に感想文をしたためていく。特に、作文の書き出しはハードルが高いが、事前に対話を深めていたこともあり、すらすらと書き進めている様子が窺えた。また、活動終了後に講師とやり取りする中でも「市民センターのようなコンクリートの建物の中で行うのと、武家屋敷で行うのとでは違ったものになるのでは」といった感想もあった。学習プログラムに環境が与える要因について改めて考えるきっかけとなった企画である。

(2) 図工の時間――ポスターを描こう

ポスターも夏休みの宿題の定番だが、必ずしも授業等でポスターの描き方を学んでいるとは限らない。今回は、「小学生ウィーク」のチラシも担当したグラフィックデザイナーの石井一十三を講師に迎え、秋に開催される「城内農民芸術祭」のポスターをつくることを目的に活動を行った。

当日は1年生から4年生までの4名が参加した。なお、感染拡大の影響により、講師はオンラインでの指導となった。まずは、「ポスターって何だろう」と問いかけ、「誰かに伝えること」の意味を共有した。その上で、今回の「城内農民芸術祭」について「図工のお祭り」と「緑」というキーワードを示した。また、講師が現地に訪れることができない状況を活かし、画面越しに現場の様子を紹介するプロセスも含めた。「庭に植物がたくさんある」「木の柱がある」など、それぞれの視点から周囲の環境をレポートしていく。「その場所の素敵だなと思うところをまた別の誰かに伝えてみよう」と声をかけ、製作が始まった。

机の上には、色鉛筆、クレヨン、絵の具、ペンなどの描画材をはじめ、折り紙、 和紙、糸、スポンジなどの材料を「図工準備室」から用意して並べておいた。中に は「漆の時間」で使っている螺鈿用の貝殻シートも混ぜておく。それぞれが思い 思いにそれらを手に取り、自由自在に描き出す。縁側から庭の様子を観察したり、 外に出て草花やセミのぬけがらを採集したり、画用紙に螺鈿細工を施したり、こ の場所ならではの作品が仕上がっていく。

完成した作品はスキャンして、実際に「城内農民芸術祭 2021」のチラシやポスターに使用した(**図4**)。プログラムを単体で実施するのではなく、通年のプロジェクトに組み込むことによって、直接的に地域とつながることまでを想定した活動である。ちなみに、芸術祭の期間中には「図工準備室」においてポスターの原画展も開催した。

(3) 図工の時間――植物で描こう

10月から始まった「城内農民芸術祭 2021」では、「土と緑のミュージアム」というテーマを設定し、展示やワークショップ、収穫祭などを複合的に展開した。その一環として、植物をテーマに表現活動に取り組む村山修二郎を招聘し、保存物件を舞台に「緑の美術展」を開催した。これは同氏を講師に実施されたプログラムである。

村山は、草や花を紙に直接擦りつけて絵を描く「緑画」を考案し、実践している。今回は、その手法を体験するワークショップを行った。2年生から6年生ま



図3 「ポスターを描こう」の様子



図4 「城内農民芸術祭」のチラシ

で小学生3名に加え、「藍の時間」の講師や大学生数名も参加した。まずは、作家 自ら作品を示しながら「緑画」について説明する。ただし、どのような色が出るか は実際にやってみないと分からないため、庭に出てデモンストレーションを 行った。

一通り話を聞いたらそれぞれに製作を開始する。金ケ崎芸術大学校の庭園には 多種多様な植物が生えているため、子どもも大人も一緒になって庭の隅々まで探索していた。それぞれが見つけた植物を手に、地面に紙を置いて擦ったりたたいたり、思い思いに「緑画」に取り組んでいく。なお、今回は支持体として画用紙・ 和紙・ケント紙を用意した。小学2年生の児童は、石も使いながら表現を工夫する様子が見られた。

次第に白い紙にいろいろな色が浮かび上がってくると、「藍はやっぱり発色がいい」「百日紅の花びらは紫色になるね」など、参加者同士の対話も活発になる。ちなみに、植物をそのまま使っているため、色味も時間とともに変化するらしい。まさに緑の環境を活かした地場産の作品となった。最後は植え込みの上に作品を並べて相互鑑賞を行った。

(4) おとまりの時間

今回の「小学生ウィーク」では、「読書の時間」の課題図書にあやかり、古民家ステイプログラムとして「おとまりの時間」を企画した。感染拡大状況も踏まえ、参加人数と実施回数を減らしての開催ではあったものの、1年生から5年生まで7名が参加した。

夕方の5時に集合し、簡単なガイダンス後、家の中を探検した。子どもたちは



図5 「植物で描こう」の様子(植物探し)



図6 「植物で描こう」の様子(製作中)

たくさんの道具や材料が置いてある「図工準備室」に興味が惹かれていたようだ。 そのまま裏の畑で野菜も収穫した。当日は雨天だったため、夜はプロジェクタと スクリーンを使って即席の映画館を立ち上げ、みんなで横になりながら鑑賞し た。一方で、「図工準備室」でもくもくと製作を続ける児童もいた。これも、それ ぞれの時間を過ごす金ケ崎芸術大学校らしい風景である。いつの間にか「秘密基 地」という新たな呼び名もできた。

翌朝は7時頃に起床し、小雨のぱらつく中、静かな伝建群を散策した。散歩の間に、大学生チームが畑で収穫した野菜やご近所さんからいただいた食材で朝食を準備しておく。朝食後は食休みも兼ねて自由な時間とした。「秘密基地」に入り浸って手を動かす子どもたちや本を読む子どもたちなど、それぞれの過ごし方を見つけていく。9時になったら「そうじの時間」と称して、みんなで使った場所を片付けていく。普段は大変な庭の草むしりも、子どもたちにとってはワークショップのように盛り上がる。次第に青空も見えてきたので、最後は向かいの公園で遊んだ。1泊2日の間にすっかりコミュニティが形成されていた。

4 まとめ

4-1 「小学生ウィーク」の成果

初めての試みとなった「小学生ウィーク」は、感染症の拡大という特殊な状況下にありながらも遂行することができた。ここでは、実践を通して導き出された成果について2つの観点から考察する。

第一に、「施設=環境系」の文化資源としての可能性を再確認することができた



図7 「おとまりの時間 |



図8 庭の草むしり



図9 公園で遊ぶ

点である。これまでも、各種の「開校日」を通して伝建群の環境に基づく事業に取り組んできたが、今回の「小学生ウィーク」でも改めて学びの場としての活用法が示された。例えば、「植物で描こう」の場合、敷地内の植物を画材として用いることで、当地の特徴でもある緑と触れ合う機会となった。また、「おとまりの時間」において草むしりが一つのワークショップとして成立していたように、特別なプログラムを用意せずとも、日常の一つひとつの所作を拡張することによって記憶に残る体験となることが明らかにされた。

第二の成果として、「マイクロツーリズム」としての可能性が示された点が挙げられる。新型コロナ禍では、しばしば都道府県境を越える移動の自粛が求められた。実際、「小学生ウィーク」の開催時期も感染拡大期にあたり、夏休みにもかかわらず自由な行動が制限されていた。そのため、参加者もそのほとんどが町内の児童であり、徒歩圏内の児童も含まれる。しかし、これまで伝建群を訪れる機会はほとんどなかったため、身近にありながらも非日常の体験ができる場所となっていた。このように、観光地として外部に発信せずとも、近隣住民にとっての教育資源としての潜在的な価値を有することが明らかにされた。

4-2 今後の課題

本稿の前半部でも述べてきたように、伝建群は文化財であると同時に生活空間でもある。それゆえに、活用にあたっても住民の理解が不可欠となる。金ケ崎町の場合、観光地化に反対し、良好な住環境を保持することが重視されてきた。その一方で、伝建群の選定から20年を経て、保存地区内の高齢化や空き家の増加などの地域課題が顕在化しつつある。今後は、地域共同体としての「伝統」を尊重しつつも、その外側に対していかに開いていくかが重要な課題となる。

その上で、「小学生ウィーク」の取り組みは、地域の子どもたちにとっての学びの場として活用するという意味において、ゆるやかに外部に開いていくための有効な手段となり得る。ここで次の段階として、その役割を誰が担うべきかという課題が設定されよう。今回は、運営スタッフとして大学生が活躍していたが、継続的な実施に向けては住民との協働による仕組みづくりが求められる。これについては今後の大きな課題としたい。

謝辞

本研究の実施にあたり、JSPS 科研費 20H01216 の助成を受けた。また、2021 年度の「小学生ウィーク」の実施に際しては「子どもゆめ基金」の助成を受けた。

註

- 1) 文化資源学会『文化資源学』1号、2003年、p. 4
- 2)山下晋司(編)『資源化する文化』弘文堂、2007年、p.15
- 3)文化財保護法では「複合的文化財」という項目は特記されていないが、本論の執筆にあたり 便宜的に設けた。例えば、岩手県遠野市で実施されている「遠野遺産」認定制度では、遺産を 「有形遺産」「無形遺産」「自然遺産」「複合遺産」という4項目に分類している。
- 4) 山泰幸「遺跡化の論理――歴史が宿る「場所」と「モノ」」、土生田純之(編)『文化遺産と現代』 同成社、2009年、p.99
- 5) 例えば、1992年には「地域伝統芸能などを活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」が制定されている。
- 6) 澁谷美紀 『民俗芸能の伝承活動と地域生活』 農山漁村文化協会、2006年、p. 2
- 7) 星野紘『世界遺産時代の村の踊り――無形の文化財を伝え遺す』雄山閣、2007年、p.54
- 8)全国伝統的建造物群保存地区協議会(監修)『町並み保存のネットワーク』第一法規出版、 1987年、p.149
- 9)青木豊(編)『史跡整備と博物館』雄山閣、2006年、p.5
- 10)「文化的景観」の対概念としての「自然景観」については、これまでも文化財保護法において「天然記念物」として保護されてきた。ただし、自然景観と文化的景観との間には密接な関係があり、自然環境と人々の営みとの対話の結果として文化的景観も生成される点は注目すべきである。ちなみに、自然保護の対象としての自然景観については、視覚的対象としての意味合いが強い「景観」よりも、感覚や心の世界が複合した「景相 (omniscape)」という言葉が相応しいとする指摘もある。(沼田真『自然保護という思想』岩波書店、1994年、p.67)
- 11) 岩崎忠夫、渡辺貴介、森野美徳(編)『[シリーズ 地域の活力と魅力 第6巻] ほこり――ま ちなみ、景観、歴史』ぎょうせい、1996年、pp. 4 - 6
- 12) 文化庁文化財部記念物課 (監)『日本の文化的景観 農林水産業に関連する文化的景観の保護 に関する調査研究報告書』同成社、2005年、p.17
- 13) 岩本通弥「現代日本の文化政策とその政治資源化『ふるさと資源』化とフォークロリズム」 (山下晋司(編)前掲書、pp.268-269)
- 14) 池上惇、端信行、福原義春、堀田力(編)『文化政策入門』丸善株式会社、2001年、p.84
- 15) 前野まさる、ストーンテリア編集部「街並み保存の三原則」『季刊 ストーンテリア vol.45』 株式会社エス出版部、1997年、p.58
- 16) 池上惇、端信行、福原義春、堀田力(編)、前掲書、p.269

造形・美術教育における「感性」の意味

キーワード:感性/芸術学/美学/両義性/見方・考え方

内田裕子 UCHIDA Yûko

1 はじめに

東京 2020 オリンピックが、COVID-19 の災禍により 1 年遅れで開催された。これに合わせ、筑波大学では、1940 年に開催が予定された東京オリンピックに関する資料が、筑波大学の前身とされる東京高等師範学校の校長であり、1909年から終身 IOC [国際オリンピック委員会] 委員を務めた嘉納治五郎 [1860-1938] に因み展示されていた。2021年の夏、偶然、此処を訪れた際、その中の一つの展示に釘付けになったことは忘れられない。それは、1932年7月に、当時の東京市長であった永田秀次郎 [1876-1943] が IOC に送った、1940年のオリンピック開催地の東京市への招請状 [複製]であった¹)。嘉納治五郎が第2代IOC会長であったクーベルタン [Pierre de Coubertin, 1863-1937] に宛てた、1912年ストックホルム大会への日本からの初参加の意思を伝える書簡 [複製]等と共に展示されたその招請状の図案は異彩を放っていた。恐らく、それが「日本文化」を感ぜずにはおれない図案であったためであろう。

国土交通省が2019年に実施した「日本人の感性(美意識)に関する『国民意識調査』」²⁾では「美意識」を「感性」と捉え、更に、その調査結果を記した『国土交通白書』〔2020年7月発行〕には「第3節 日本人の感性(美意識)の変化」の「日本人が昔から持つ感性(美意識)(古代から近代まで)」の項において「日本人が昔から持っている感性(美意識)については〔略〕特徴的なものとして、『義理がたさ』(他者への思いやり)、『伝統・文化』(伝統的な文化や風習など)、『和』(調和と協調など)、『自然』(自然を愛でることなど)」があると記されている。感性のこ

の捉え方を踏まえれば、上記の招請状の図案は、正に「日本人の感性」を示していると考えられた。

しかし、感性の解釈は一筋縄では行かない。例えば、現行の2017年告示学習 指導要領で、浩形・美術教育により児童生徒が身に付ける資質・能力の中核に据 えられた「造形的な見方・考え方」について、文部科学省の教育課程部会が2016 年8月に示した「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ(第2部)」 では「知性だけでは捉えられない事象・対象」を「身体を通して、知性と感性を融 合させながら捉える」特徴を有する資質・能力であるとした上で、中でも「特に 重要な『感性』の働きは、感じるという受動的な面だけではない。感じ取って自己 を形成していくこと、新しい意味や価値を創造していくことなども含めて『感性』 の働きであるとする。また、『感性』は知性と一体化して創造性の根幹をなすもの である。このため、子供たちの創造性を育む上でも、感性を働かせ育む芸術系教 科・科目がこのことを担っている」3)と解説するが、他方、新商品開発の観点に 基づいて 1970 年頃から着目され始めた「消費者(最近では生活者)が抱いている イメージや感性を製品設計に翻訳する技術」4)である「感性工学(Kansei Engineering)」5)では「消費者がどんなものを期待しているか、どんなイメージを 抱いているかを、感性という形式で掴んでいるとする」6)とし、この「心理的イ メージ」を掴む「感性」を「五官(ないし六官)とその上の認知システムまで含め た総合的なもの」7)と捉えている。この様に「感性」は{美意識、価値を創造する 素、認知システム}等、多様な定義のある言葉であるが、学習指導要領において は、長らく造形・美術教育に関わる教科の目標に掲げる一方、その意味の合意を 確認することなく使用して来ている言葉でもある。そこで、本論では、造形・美 術教育における「感性」の意味を、今一度、検討することを思い立った。

2 「感性」の意味

2-1 文章に現れる「感性」

「感性」が多様な意味を持つ点は、かつて大学生を対象に行った、感性に対するイメージの調査結果からも裏付けられた。この調査の結果では、感性のイメージ

が {芸術、表現、先天、後天、個性、感覚、発想、知性、価値、感情} に分類されたが、この結果は、今日「感性」の言葉が広く使用されているにも拘らずその解釈は区々であり「感性」を含む文章が等しく理解されているとは限らない証左と考えられた。以上を踏まえ、本章では、各種の書物に現れる「感性」の言葉を含む文章を抽出し、その文章における「感性」の意味を調べ、次いで、美学及び芸術学における「感性」の意味を確認し、最後に、造形・美術教育における「感性」の意味を検討する。

そこで先ず、次の「**表1**」には、各種の書物に現れる「感性」の言葉を含む「文章」と、それらの文章における「感性」の言葉の用いられ方を「感性の意味」として掲げる⁸⁾。

表1 「感性」を含む文章例

No.	文 章	感性の意味
1	人間の感性はどこまでも人間的	人間 [の感性]
2	それが人間として感性が豊かだったり心が優しかったりすることの証拠になるとでもいうのか?	人間〔の豊かな感性〕
3	人間としての感性にいびつなものは感じられなかった。	人間〔としての感性〕
4	快楽とか幸福とかという感性的なものも、行為にとって無視することので きぬ要素である。	快楽・幸福
5	彼らが天や鬼神を畏れるのは自己のこの世における感性的な幸福を求めるためである。	幸福の一種
6	仕事をする才能と、働くことを喜びとできる感性	働くことを喜ぶ
7	筒井宇宙の中で私が感じるのは、つねに鋭すぎる感性系の疲労である。 われわれの住む宇宙では、一般に、運動系には疲労する権利があるが、 感性系には疲労の権利はない。	≠運動
8	このような立場を、前の感性的な立場に対して悟性的な立場ということが できる。	≠悟性
9	理性と感性的な衝動、また理性と享楽的な意欲との間にも争いがある。	≠理性
10	一は知性的な直觀を、他は感性的な直觀をかやうなものと看做してゐる。	≠知性
11	一はあの叡智的世界を、他は感性的世界を認識の對象として定立する。	≠叡智
12	科学性と感性との統一	≠科学性
13	感性による知識と超感性的なイデアに就いての知識との区別なのである。	≠イデア 〔超感性〕
14	彼女は論理ではなく感性によって、それらの歌をつくっていたと思われる。	≠論理

No.	文 章	感性の意味
15	感性と思考という二つの要素が人を成立させているという極めて単純なこ とを忘れていた。	≠思考
16	一般的に感性的直観は思惟とは独立であるがそれは両者の結合が不可能であるということではない。併しカントも考えたように両者が結び付くためには第三者が必要である。	≠思惟〔但し、第三者により思惟と感性的直観は結びつけられる〕
17	何かをクリエイトしていこうと思えば、考え方が変わることもあれば、感性 そのものの転換を迫られることもある。同じ感性から生まれるものの連続 性に埋没してしまうのなら、それまでのことだ。	≠考え方〔クリエイトの要素は 「感性」と「考え方」の転換〕
18	人の感性がそこまで平衡感覚を持って理性へ昇華することはあるまい。	平衡感覚を持たない 理性に昇華出来ない
19	人間の感性は、時間と空間というふたつの形式によって規定されている。	{時間、空間} 形式に規定される
20	カントは構想力は感性と悟性とを媒介するものと考へた。	〔感性と悟性を媒介する〕 構想力
21	フンボルトによれば、言葉は人間の感性的・精神的本性の現われである。 言葉と一つのものと考えられる精神というのは彼において構想力のことで あるといい得る。	=言葉=精神=構想力
22	個性は多様の統一であるが、相矛盾する多様なものを統一して一つの形に形成するものが構想力にほかならない。感性からも知性からも考へられない個性は構想力から考へられねばならぬ。	個性 〔感性からも知性からも考えられず、構想力から考えるもの〕
23	一番大切なのが感性、その次が想像力、それから今度の観察力です。	>想像力>観察力
24	こういう自我の感性・官能そのものが階級性を有っているということにもなるのだ。	自我 [の感性] 階級性を持つ
25	服を選ぶ感性あれども、恥ずかしさを感じる感性というのはないのかしらん。	服選び〔の感性〕 ≠恥ずかしさ 〔の感性〕
26	理論の動機そのものは極めて感性的なものであり又実際的なものだ。理 論の展開のメカニズムを運用するものも亦、情意的な感情的な感性的実 践なのだ。	理論の動機及び展開のための 要素
27	そこが長い体験の上でということになるのだろう。あるところまでは教えられるが、それ以上となると感性の問題。	体験〔教えられないもの〕
28	他ならぬ、この風景が自分の感性を養ったのだ	風景が養う
29	日本人の習俗や伝統的な感性が母系制時代に発するものであることは明らかである。	母系制時代に発する
30	感覚とは純粋客観から触発された感性的認識の質料の表徴	感覚〔感性的認識〕
31	「六本の柱」の左官職人と「碌山美術館」の横山拓衛とに、美しいものへの衝動を共通項としてつかみ出すことは容易であろう。それは、民衆の感性の構造に組みこまれていたものである。	美しいものへの衝動 [民衆の 感性の構造に組み込まれたも の]
32	共感出来たということは同じような感性を持っているということだ。	共感の手段
33	仏徒の教団においても、キリスト者の教会においても、原始的な素朴な活力を持っていた間は、決して芸術と結びつかなかった。 むしろ芸術をば、その感性的な特質のゆえに、排斥する立場にあった。	〔感性的な特質を持つ〕芸術

No.	文 章	感性の意味
34	絵や、音楽、優れた文学は心を揺さぶります。それらに感動・反応する感性は心の中の働きです。	芸術に反応する心の中の働き
35	その場の気配をいち早く感じとるという感性があるかどうかが問題なのだ。つまり、緊張感があるかどうか。	その場の気配を瞬時に感じ取る=緊張感
36	どうも日本人はこのオトリ捜査に釈然としない感性を持つ。	「釈然」の判断規準
37	その話全体が、一種の香りに似た感性で包まれている。	話を包み込む 香りに似たもの
38	微妙にそれらの違いを感じ、受けとるのは、感性によって受けとっている。	微妙な差異の感知手段
39	感性の豊かな若者が、そういう欺瞞にいつまでも気付かないはずがない。	欺瞞に気付く資質
40	カトリックの礼拝形式は、超感覚的なもののなかへ導き入れるために、主として感性を頼りにし、感性に働きかけ、ありとあらゆる方法で感性を援助し、他に類がないほど感性を促してその神秘に沈潜させるという形式である。	神秘・超感覚的なものに沈潜 させる手段
41	泣くということの一例を挙げたに過ぎませんが、自分が或ることを示そう、 現わそうとする時に、その現わそうとすることが、自分の思っている通りに 現われているかどうかを瞬間に判断し、これを即座に調節する能力、これ は感性です。俳優にはこの感性というものが一番大事である。	瞬間に判断し即座に調節する 能力
42	感性が鋭いということは、イコール才能ということになって、他のすべてが許される。	他の全てが許される才能〔=鋭 い感性〕
43	自動車はファッション製品であり、感性がすべてに優先する世界である	ファッション製品開発での最優 先事項
44	自分の感性が一番良かった時代にビートルズを共有できたことが我々世代の誇りでもある。	最盛期がある

2-2 感性の性質

上掲の「表1」において、類似すると考えられる「感性の意味」をまとめて「感性の性質」として整理した表が「表2」である。「表2」に見られる通り、「表1」に掲げた44種類の文章の「感性の意味」は、22種類の「感性の性質」にまとめられると考えられた。しかし、例えば「表2」の「No.3」は、対立関係を有する性質が同じであると捉えて一つにまとめたものの、そこに含めた11種類の対立概念は全て異なる上、著者によって「感性」の言葉の使用方法が異なったり、同じ著者でも書物によって、或いは、書物の箇所によって異なる意味で使用されたりするため、「表1」の44種類の文章は、全て異なる「感性」の意味を示す文章であるとも捉えられる。その点を念頭に置きつつ、次に「表2」に基づいて「感性」の性質を解釈する。

表2 感性の性質

No.	感性の性質
1	人間特有の感性がある
2	快楽や幸福は感性的なもの
3	(運動、悟性、理性、知性、叡智、科学性、超越性、論理、思考、思惟、考え方) と対立するもの
4	理性に昇華出来ないもの
5	時間と空間の形式により規定されるもの
6	構想力に媒介されて悟性と通じて存在するもの
7	感性的本性の現われたものが言葉 [=精神、構想力]
8	〔俳優の〕身体表現における重要性:感性>想像力>観察力
9	自我の感性には階級性がある
10	服を選ぶ感性 ≠ 恥ずかしさを感じる感性 (感性の種類)
11	「理論の動機」∩「理論を展開するメカニズムを運用する」=「感性的なもの」
12	感性は教えられず体験で学ぶもの
13	感性を養う「風景」
14	日本人の伝統的感性は「母系制時代」に発する
15	美しいものへの衝動は「民衆の感性の構造に組み込まれたもの」
16	感性は「共感」の手段
17	芸術は「感性的な特質」を有する
18	芸術に感応する「感性」(心の中の働き)
19	感性には時間や場所を「包括する性質」がある
20	感性には微妙な差異や違和感を感知するセンサーとしての働きがある
21	感性は才能であり全てに優先する能力
22	感性の感度は年齢に応じて異なる

「表1」に掲げた文章に、最も多く現われた「感性の性質」は、「No.3」に示した「感性」を「理性」等の他の概念と対立する概念と捉える性質であった。しかし、これらの概念は、対立すると捉えられる一方で、両者が統合される可能性も見られ、それが、両者を媒介して統一する「構想力」の存在を措定する捉え方である [No.6]。その一方で、感性は理性に昇華出来ないとしたり [No.4]、一般には、理性と同一視される「言葉」が、感性的本性を表すと捉えたりもされる [No.7]。

また、立場によって感性の重要性が異なるとの解釈もあり、その例が、身体表